

JWWA B 116 (水道用ポリエチレン管金属継手) 新旧対比表 (一部改正)

JWWA B 116 : 2012 (水道用ポリエチレン管金属継手) は、平成 31 年 4 月 1 日付で一部改正されました。改正箇所を次に掲載します。

なお、これ以外の規定内容に変更はありません。

平成 31 年 4 月 1 日付一部改正

頁	改正前	改正後	備 考																																								
8	<p>表 6-部品名称及び材料</p> <p>注記 この図は、部品名称の説明図であって、設計上の構造を規制するものではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品番号</th> <th>部品名称</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>胴</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406 C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ナット</td> <td>a) JIS G 4305 の SUS304 b) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 c) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C d) JIS H 3250 の C3531<sup>a)</sup> 又は C6800 系<sup>a)</sup> e) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>インコア</td> <td>POM (ポリオキシメチレン) などの合成樹脂で、耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>リング</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>直結ナット</td> <td>JIS H 3270 の C5191W</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>止め輪</td> <td>JIS H 3270 の C5191W</td> </tr> </tbody> </table> <p>銅合金材料について、表面の鉛を除去するための処理を施してもよいが、処理に使用した用液の成分は残留してはならない。</p> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鋳物をいい、CAC902 又は CAC904 とする。</p> <p>注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鋳物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。</p> <p>注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鉄鋳物をいい、CAC902C, CAC903C 又は CAC904C とする。</p> <p>注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p> <p>注<sup>a)</sup> 耐脱亜鉛腐食性は、JIS H 3250 の附属書 B によって試験を行ったとき、1 種（最大侵食深さが、70 mm 以下）とする。</p> <p>表 6-部品名称及び材料</p> <p>注記 この図は、部品名称の説明図であって、設計上の構造を規制するものではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品番号</th> <th>部品名称</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>胴</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406 C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ナット</td> <td>a) JIS G 4305 の SUS304 b) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 c) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C d) JIS H 3250 の C3531<sup>a)</sup> 又は C6800 系<sup>a)</sup> e) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>インコア</td> <td>POM (ポリオキシメチレン) などの合成樹脂で、耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>リング</td> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>直結ナット</td> <td>JIS H 3270 の C5191W</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>止め輪</td> <td>JIS H 3270 の C5191W</td> </tr> </tbody> </table> <p>銅合金材料について、表面の鉛を除去するための処理を施してもよいが、処理に使用した用液の成分は残留してはならない。</p> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅鋳物をいい、CAC902, CAC904 又は <u>CAC905<sub>1</sub></u> とする。</p> <p>注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅鋳物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。</p> <p>注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鉄鋳物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C 又は <u>CAC905C<sub>2</sub></u> とする。</p> <p>注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p> <p>注<sup>a)</sup> 耐脱亜鉛腐食性は、JIS H 3250 の附属書 B によって試験を行ったとき、1 種（最大侵食深さが、70 mm 以下）とする。</p> <p style="color: red;">下線 1) で示す材料を追加</p> <p style="color: red;">下線 2) で示す材料を追加</p>	部品番号	部品名称	材料	1	胴	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406 C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物	2	ナット	a) JIS G 4305 の SUS304 b) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 c) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C d) JIS H 3250 の C3531 <sup>a)</sup> 又は C6800 系 <sup>a)</sup> e) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物	3	インコア	POM (ポリオキシメチレン) などの合成樹脂で、耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。	4	リング	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物	5	直結ナット	JIS H 3270 の C5191W	6	止め輪	JIS H 3270 の C5191W	部品番号	部品名称	材料	1	胴	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406 C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物	2	ナット	a) JIS G 4305 の SUS304 b) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 c) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C d) JIS H 3250 の C3531 <sup>a)</sup> 又は C6800 系 <sup>a)</sup> e) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物	3	インコア	POM (ポリオキシメチレン) などの合成樹脂で、耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。	4	リング	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物	5	直結ナット	JIS H 3270 の C5191W	6	止め輪	JIS H 3270 の C5191W
部品番号	部品名称	材料																																									
1	胴	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406 C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物																																									
2	ナット	a) JIS G 4305 の SUS304 b) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 c) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C d) JIS H 3250 の C3531 <sup>a)</sup> 又は C6800 系 <sup>a)</sup> e) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物																																									
3	インコア	POM (ポリオキシメチレン) などの合成樹脂で、耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。																																									
4	リング	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物																																									
5	直結ナット	JIS H 3270 の C5191W																																									
6	止め輪	JIS H 3270 の C5191W																																									
部品番号	部品名称	材料																																									
1	胴	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406 C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物																																									
2	ナット	a) JIS G 4305 の SUS304 b) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 c) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C d) JIS H 3250 の C3531 <sup>a)</sup> 又は C6800 系 <sup>a)</sup> e) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物																																									
3	インコア	POM (ポリオキシメチレン) などの合成樹脂で、耐水・耐食・耐老化性に優れ、水質に悪影響を及ぼさないもの。																																									
4	リング	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系又は CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系又は CAC911C c) 附属書 C の鉛レス青銅鋳物																																									
5	直結ナット	JIS H 3270 の C5191W																																									
6	止め輪	JIS H 3270 の C5191W																																									

JWWA B 116 (水道用ポリエチレン管金属継手) 新旧対比表 (一部改正)

頁	改正前	改正後	備 考																																																		
17	<p><b>附屬書 A (規定) 水道用ポリエチレン管金属継手 －浸出性及び浸出試験方法（給水装置）</b></p> <p><b>A.1 浸出性</b> 継手の浸出性は、試験によって得られた結果が、表 A.1 及び表 A.2 の基準に適合しなければならない。ただし、味、臭気、色度及び濁度については、水道水と接触する全てのものについて試験を行う。 部品又は材料で試験を行う場合、各部品又は材料で重複する項目は、分析値の合計が基準に適合しなければならない。</p> <p>表 A.1－継手の浸出性（共通）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味 臭気 色度 濁度</td><td>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td></tr> </tbody> </table> <p>表 A.2－継手の浸出性（材質別）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th><th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系</td><td>カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物</td><td>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td></tr> <tr> <td>b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>JIS G 4305 の SUS304</td><td>六価クロム化合物 鉄及びその化合物</td><td></td></tr> <tr> <td>POM (ポリオキシメチレン)</td><td>有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の材料</td><td>組成を明確にした上で、 <b>JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目)</b> による。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅錫物をいい、CAC902 又は CAC904 とする。 注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅錫物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。 注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鉄錫物をいい、CAC902C, CAC903C 又は CAC904C とする。 注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉄レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p> <p><b>A.2 共通的な条件</b> 化学分析に関する共通的な事項は、<b>JIS S 3200-7 の 5. (共通的な条件)</b> による。</p>	項目	基準	味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	水道水と接触する材料	項目	基準	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C			c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系			JIS G 4305 の SUS304	六価クロム化合物 鉄及びその化合物		POM (ポリオキシメチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		その他の材料	組成を明確にした上で、 <b>JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目)</b> による。		<p><b>附屬書 A (規定) 水道用ポリエチレン管金属継手 －浸出性及び浸出試験方法（給水装置）</b></p> <p><b>A.1 浸出性</b> 継手の浸出性は、試験によって得られた結果が、表 A.1 及び表 A.2 の基準に適合しなければならない。ただし、味、臭気、色度及び濁度については、水道水と接触する全てのものについて試験を行う。 部品又は材料で試験を行う場合、各部品又は材料で重複する項目は、分析値の合計が基準に適合しなければならない。</p> <p>表 A.1－継手の浸出性（共通）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味 臭気 色度 濁度</td><td>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td></tr> </tbody> </table> <p>表 A.2－継手の浸出性（材質別）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th><th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系</td><td>カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物</td><td>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。</td></tr> <tr> <td>b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>JIS G 4305 の SUS304</td><td>六価クロム化合物 鉄及びその化合物</td><td></td></tr> <tr> <td>POM (ポリオキシメチレン)</td><td>有機物[全有機炭素 (TOC) の量]</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の材料</td><td>組成を明確にした上で、 <b>JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目)</b> による。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅錫物をいい、CAC902, CAC904 又は <b>CAC905<sub>3</sub></b> とする。 注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅錫物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。 注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連鉄錫物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C 又は <b>CAC905C<sub>4</sub></b> とする。 注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉄レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p> <p><b>A.2 共通的な条件</b> 化学分析に関する共通的な事項は、<b>JIS S 3200-7 の 5. (共通的な条件)</b> による。</p>	項目	基準	味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	水道水と接触する材料	項目	基準	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。	b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C			c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系			JIS G 4305 の SUS304	六価クロム化合物 鉄及びその化合物		POM (ポリオキシメチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]		その他の材料	組成を明確にした上で、 <b>JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目)</b> による。		<p>備考 下線 3) で示す材料を追加 下線 4) で示す材料を追加</p>
項目	基準																																																				
味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																				
水道水と接触する材料	項目	基準																																																			
a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																			
b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C																																																					
c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系																																																					
JIS G 4305 の SUS304	六価クロム化合物 鉄及びその化合物																																																				
POM (ポリオキシメチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																				
その他の材料	組成を明確にした上で、 <b>JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目)</b> による。																																																				
項目	基準																																																				
味 臭気 色度 濁度	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																				
水道水と接触する材料	項目	基準																																																			
a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。																																																			
b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系及び CAC911C																																																					
c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系																																																					
JIS G 4305 の SUS304	六価クロム化合物 鉄及びその化合物																																																				
POM (ポリオキシメチレン)	有機物[全有機炭素 (TOC) の量]																																																				
その他の材料	組成を明確にした上で、 <b>JIS S 3200-7 の表 2 (材質別項目)</b> による。																																																				

頁	改正前	改正後	要点																																
19	<p><b>附属書 B</b> (規定) <b>水道用ポリエチレン管金属継手 —浸出性及び浸出試験方法 (水道施設)</b></p> <p><b>B.1 浸出性</b> 継手の浸出性は、試験によって得られた結果が、表 B.1 及び表 B.2 に、また、リングの浸出性が表 B.3 の基準に適合しなければならない。ただし、味、臭気、色度及び濁度については、水道水と接触する全てのものについて試験を行う。 部品又は材料で試験を行う場合、各部品又は材料で重複する項目は、分析値の合計が基準に適合しなければならない。</p> <p><b>表 B.1—継手の浸出性 (共通)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味 臭気 色度 濁度</td><td>水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。</td></tr> </tbody> </table> <p><b>表 B.2—継手の浸出性 (材質別)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th><th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系</td><td>カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物</td><td>水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。</td></tr> <tr> <td>JIS G 4305 の SUS304</td><td>六価クロム化合物 鉄及びその化合物</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の材料</td><td>組成を明確にした上で、 JWWA Z 108 の表 1 (材質別試験項目)による。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅錫物をいい、CAC902 又は CAC904 とする。 注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅錫物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。 注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連錫錫物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C 又は CAC905C_6 とする。 注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p>	項目	基準	味 臭気 色度 濁度	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。	水道水と接触する材料	項目	基準	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。	JIS G 4305 の SUS304	六価クロム化合物 鉄及びその化合物		その他の材料	組成を明確にした上で、 JWWA Z 108 の表 1 (材質別試験項目)による。		<p><b>附属書 B</b> (規定) <b>水道用ポリエチレン管金属継手 —浸出性及び浸出試験方法 (水道施設)</b></p> <p><b>B.1 浸出性</b> 継手の浸出性は、試験によって得られた結果が、表 B.1 及び表 B.2 に、また、リングの浸出性が表 B.3 の基準に適合しなければならない。ただし、味、臭気、色度及び濁度については、水道水と接触する全てのものについて試験を行う。 部品又は材料で試験を行う場合、各部品又は材料で重複する項目は、分析値の合計が基準に適合しなければならない。</p> <p><b>表 B.1—継手の浸出性 (共通)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味 臭気 色度 濁度</td><td>水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。</td></tr> </tbody> </table> <p><b>表 B.2—継手の浸出性 (材質別)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th><th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系</td><td>カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物</td><td>水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。</td></tr> <tr> <td>JIS G 4305 の SUS304</td><td>六価クロム化合物 鉄及びその化合物</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の材料</td><td>組成を明確にした上で、 JWWA Z 108 の表 1 (材質別試験項目)による。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注記 1 CAC900 系とは、ビスマス青銅錫物をいい、CAC902, CAC904 又は <u>CAC905_5</u> とする。 注記 2 CAC910 系とは、ビスマスセレン青銅錫物をいい、CAC911 又は CAC912 とする。 注記 3 CAC900C 系とは、ビスマス青銅連錫錫物をいい、CAC902C, CAC903C, CAC904C 又は <u>CAC905C_6</u> とする。 注記 4 C6800 系とは、ビスマス系鉛レス・カドミウムレス快削黄銅をいい、C6803 とする。</p>	項目	基準	味 臭気 色度 濁度	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。	水道水と接触する材料	項目	基準	a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。	JIS G 4305 の SUS304	六価クロム化合物 鉄及びその化合物		その他の材料	組成を明確にした上で、 JWWA Z 108 の表 1 (材質別試験項目)による。		<p>下線 5) で示す材料を追加 下線 6) で示す材料を追加</p>
項目	基準																																		
味 臭気 色度 濁度	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。																																		
水道水と接触する材料	項目	基準																																	
a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。																																	
JIS G 4305 の SUS304	六価クロム化合物 鉄及びその化合物																																		
その他の材料	組成を明確にした上で、 JWWA Z 108 の表 1 (材質別試験項目)による。																																		
項目	基準																																		
味 臭気 色度 濁度	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。																																		
水道水と接触する材料	項目	基準																																	
a) JIS H 5120 の CAC406, CAC411, CAC900 系及び CAC910 系 b) JIS H 5121 の CAC406C, CAC411C, CAC900C 系 及び CAC911C c) JIS H 3250 の C3531 及び C6800 系	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 銅及びその化合物	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。																																	
JIS G 4305 の SUS304	六価クロム化合物 鉄及びその化合物																																		
その他の材料	組成を明確にした上で、 JWWA Z 108 の表 1 (材質別試験項目)による。																																		

## 浸出試験結果 (CAC905、CAC905C)

銅合金の種類・名称		ビスマス 青銅鋳物5種	ビスマス青銅 連鑄鋳物5種	評価基準値	
記号・合金番号		CAC905	CAC905C		
コンディショニングの有無		なし	なし		
試験片接触面積比A (cm <sup>2</sup> /L)		700	700		
製品 <sup>a)</sup> の 最大接触 面積比B	末端以外の給水用具 (cm <sup>2</sup> /L)	3800	1300	給水用具用 (末端以外) <sup>b)</sup>	水道施設用 <sup>c)</sup>
	水道施設 (cm <sup>2</sup> /L)	950	1400		
カドミウム及びその化合物	分析値	<0.000 3	<0.000 3	—	—
	補正後	給水装置	—	—	0.003 以下
		水道施設	—	—	0.0003 以下
セレン及びその化合物	分析値	<0.001	<0.001	—	—
	補正後	給水装置	—	—	0.01 以下
		水道施設	—	—	0.001 以下
鉛及びその化合物	分析値	<0.001	0.002	—	—
	補正後	給水装置	—	0.000 15	0.01 以下
		水道施設	—	0.000 04	0.001 以下
ヒ素及びその化合物	分析値	<0.001	<0.001	—	—
	補正後	給水装置	—	—	0.01 以下
		水道施設	—	—	0.001 以下
六価クロム化合物	分析値	<0.005	<0.005	—	—
	補正後	給水装置	—	—	0.05 以下
		水道施設	—	—	0.005 以下
ホウ素及びその化合物	分析値	<0.1	<0.1	—	—
	補正後	給水装置	—	—	1.0 以下
		水道施設	—	—	0.1 以下
亜鉛及びその化合物	分析値	1.00	1.30	—	—
	補正後	給水装置	0.22	0.10	1.0 以下
		水道施設	0.01	0.026	—
アルミニウム及びその化合物	分析値	<0.02	<0.02	—	—
	補正後	給水装置	—	—	0.2 以下
		水道施設	—	—	0.02 以下
鉄及びその化合物	分析値	<0.03	<0.03	—	—
	補正後	給水装置	—	—	0.3 以下
		水道施設	—	—	0.03 以下
銅及びその化合物	分析値	0.18	0.09	—	—
	補正後	給水装置	0.04	0.01	1.0 以下
		水道施設	0.002	0.002	—
ナトリウム及びその化合物	分析値	<0.1	0.1	—	—
	補正後	給水装置	—	—	200 以下
		水道施設	—	—	20 以下
マンガン及びその化合物	分析値	<0.005	<0.005	—	—
	補正後	給水装置	—	—	0.05 以下
		水道施設	—	—	0.005 以下

注記1 試験結果は、検査機関で浸出試験を行った結果である。

注記2 分析値が“—”の項目については、予備試験の結果、定量下限値以下であったため、試験を省略した。

注記3 分析値の補正については、まず、実際の製品の材料ごとの接触面積比に換算(B/A)する。その後、給水用具用においては、全ての項目の分析値を1/25した値で評価する。また、水道施設用については、鉛、亜鉛及び銅についてだけ、分析値を1/100した値で評価する。

なお、補正後の値だけが“—”の項目については、分析値が定量下限値以下のため、不検出として扱い、補正後の値は記載していない。

注<sup>a)</sup> ここでいう製品とは、末端以外の給水用具の場合は、JWWA B 107, JWWA B 108, JWWA B 116, JWWA B 117, JWWA B 129, JWWA B 134, JWWA B 136のうち、最大接触面積比のものを示す。  
また、水道施設の場合は、JWWA B 116を示す。

注<sup>b)</sup> 給水用具用(末端以外)の評価基準値は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第一“給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準”による。

注<sup>c)</sup> 水道施設用として使用される場合の評価基準値は、水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二による。